開会 (9:00)

○太田浩三郎委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は2件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、健康福祉部、市民環境部の順番により進めたいと思うが、御異議はないか。(異議なし)

健康福祉部所管の議案の審査に入る。

議第50号「焼津市消費生活センター条例及び焼津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について」とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- ○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし) 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)
- ◇採決の結果、議第50号「焼津市消費生活センター条例及び焼津市福祉事務所設置条例の 一部を改正する条例の制定について」は全会一致、可決すべきものと決定
- ○太田浩三郎委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。 暫時休憩する。

休憩(9:03~9:04)

○太田浩三郎委員長 会議を再開する。

市民環境部所管の議案の審査に入る。

議第53号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当 局の説明を求める。

(当局説明)

- ○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし) 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)
- ◇採決の結果、議第53号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は全 会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- ○太田浩三郎委員長 以上で市民環境部所管の議案の審査は終了した。 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。 これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会 (9:09)